養育医療給付の申請について

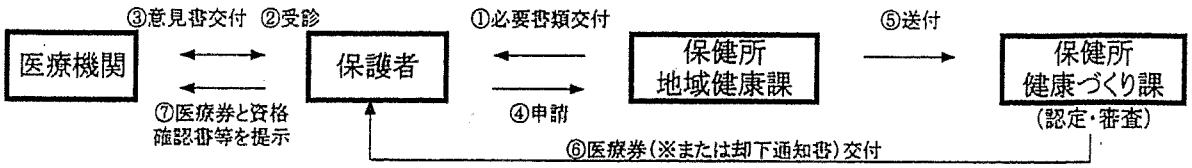
（R07.12.改訂）

生まれたお子さんが未熟児などで入院を必要とする場合、費用の一部を区で負担します。
体重が2，000グラム以下、又は2，000グラム以上でも生活力が特に弱い新生児が対象です。

【制度の概要】

区内にお住まいの新生児で、医師が入院養育を必要と認めた方に医療の給付を行うものです。
給付が決定されますと、「医療券」が交付されます。（給付の対象は裏面参照）
指定養育医療機関の窓口に医療券と保険の資格確認書等を提示することにより、医療の給付を受けることができます。

【医療券交付の流れ】 認定された場合、医療券の交付には申請をしてから30日程度かかります。
（※申請が却下された場合はその旨の通知書が送付されます）



【申請に必要な書類】

①下記の書類・②保険の資格確認書等（本人または扶養に入れる方の分）・③マイナンバーと身元確認ができる書類【個人番号カード（写真つき）・または通知カードと身元確認書類（免許証やパスポート。その他のものはお問い合わせ願います）】

(1)養育医療給付申請書	保護者の方が記入してください。	※申請（受理）日が入院日から3か月を超える場合 ↓ (6)遅延理由書
(2)養育医療意見書	主治医に記入してもらってください。 ・申請（受理）日前3か月以内に発行されたもの	
(3)世帯調書	保護者の方が記入してください。	
(4)保険の資格確認書（表と裏）の写し・資格情報が分かるマイナポータル画面等		
(5)住民税額証明書等	世帯を構成している方全員の証明書 ※必要な証明書は下記の区分のとおりです。 ・住民税の課税（非課税）証明書は、個人番号の記載および同意欄にチェックのある時は添付を省略することができます。代理人が署名する場合、本人からの委任状が必要です。 ・配偶者控除されている方・世帯主の扶養に入っている方は、証明書添付の必要はありません。	

生活保護を受給していない	◆ 区が発行する住民税課税（非課税）証明書	※ ①4月1日から6月30日までに申請する場合は前年度分、②7月1日から3月31日までに申請する場合は今年度分 ※ 世帯調書に個人番号の記載及び同意欄にチェックがあれば添付省略可
生活保護を受給している	◆ 生活保護受給世帯であることの証明書	※ 世帯調書に個人番号の記載があれば添付省略可

必要な税書類は…	□父 □母 □他（ ）	□住民税（非）課税証明書（ 年度分） □生活保護受給証明書

【問合先】

〈申請受付〉 保健所［ ］地域健康課
①大森 5764-0661 ②調布 3726-4145
③蒲田 5713-1701 ④糀谷・羽田 3743-4161

〈審査・認定〉保健所健康づくり課管理担当
5744-1661（区役所6F 12番窓口）

乳幼児医療費助成制度（乳）の手続きは
お済みですか？ご確認ください。
【問合先】子育ち支援課こども医療係
5744-1275（区役所3F23番窓口）

【給付の対象】 (R07.12.改訂)

区内に住所を有し、母子保健法第6条第6項に規定する未熟児で、医師が入院養育を必要と認めた者

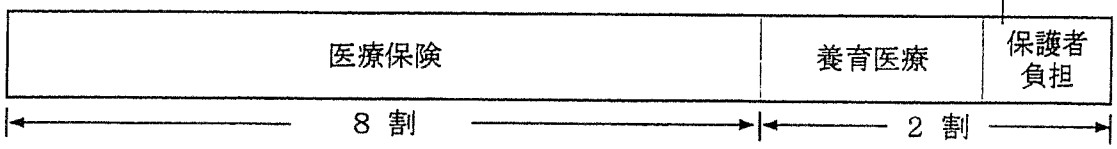
次のいずれかの症状等を有している者

1. 出生児体重が2，000グラム以下の者
2. 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示す者

区 分	症 状
一般状況	①運動不安・けいれん ②運動異常
体 温	摂氏34度以下
呼吸器・循環器	①強度のチアノーゼが持続 ②チアノーゼ発作を繰り返す ③呼吸数が毎分50以上で増加傾向 ④呼吸数が毎分30以下 ⑤出血傾向が強い
消化器	①生後24時間以上排便がない ②生後48時間以上嘔吐が持続 ③血性吐物、血性便がある
黄 疸	①生後数時間以内に出現 ②異常に強い黄疸がある (症状が黄疸のみの場合は、中程度以上の黄疸とする)

【自己負担額】

医療費(健康保険適用分)の自己負担額のうち、一部を特別区民税又は市町村民税額に応じて負担
ただし、大田区乳幼児医療費助成制度(乳)の有資格者は負担がありません。



※養育医療券が送付される前に既に医療費を支払済の場合は、医療機関で精算してください。
養育医療は現物給付扱いであり、療養費払いはできません。

【医療券の有効期間】

意見書に記載されている治療見込み期間に基づき、有効期間を決定します。
最長は満1歳の誕生日の前日までで、入院治療にのみ有効です。

【医療機関】

指定養育医療機関

【医療券交付後の手続き】 下記の書類をお持ちください。

事 項	必要書類	申請窓口
住所・資格確認書等を変更した場合	①変更届　②旧医療券(使用中の場合は添付省略可) (資格確認書等を変更した場合は、資格確認書等)	所管の保健所地域健康課
医療券を紛失・棄損した場合	①再交付申請書	
医療機関を変更する場合	①申請書　②意見書　③追加意見書 ④旧医療券(使用中の場合は添付省略可)	
治療を継続する場合	①継続協議書　②継続の意見書　③世帯調書 ④住民税の課税証明書(前回と同一の場合は添付省略可) ⑤旧医療券(使用中の場合は添付省略可)　(⑥遅延理由書)	